備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表４、表５－１及び表５－２において同じ。

２　スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表６の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表４、表５－１及び表５－２において同じ。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．⑵」による。以下表４、表５－１及び表５－２において同じ。

表４　インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	５分	≦4.6W	≦１W
10＜ipm≦20	15分		
20＜ipm≦30	30分		
30＜ipm	60分		

表５－１　インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦15W	≦１W
30＜ipm	60分		

表５－２　インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦14W	≦１W
30＜ipm	60分		

表６　追加機能及びその許容値

種　　類	第１許容値(W)	第２許容値（W）
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（ＳＣＳＩ等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	—	0.2
冷陰極蛍光灯（ＣＣＦＬ）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
ＰＣがないと印刷／複写／スキャンができない、ＰＣを基本とするシステム	—	－0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	１ＧＢごとに1.0W
電源装置の定格出力／ＰＳＯＲ（許容値は表３及び表４の製品にのみ適用される）	—	ＰＳＯＲ＞10Wの場合 0.02×（ＰＳＯＲ－10W）

備考）　「第１許容値」とは、プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第２許容値」とは、プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

⑵　目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－４　ファクシミリ

⑴　品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあっては、表３に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。